

Ⅱ. 収入に関する証明書類（第9期トビタテ！申請大阪大学 大学院生用）

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「〇」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額		注意事項
	本人	配偶者				
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成28年分源泉徴収票」の支払金額 給与所得者以外（個人事業主等）は「平成28年分所得税の確定申告書（控）」の「所得金額」、または「平成28年分市県民税申告書（控）」の「所得金額」		給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
アルバイト	○	-	定職以外の収入	複数の支払い元がある場合は、収入の合計金額		
父母等からの給付額	○	-	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅通学者	食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給または本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	父母等からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。
奨学金	○	-	1年間に受けたすべての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額		現在申込中のものは除きます。
その他の収入	○	-	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額		預貯金の取り崩しについては、(注1)をご覧ください。

(注1) 預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力してください。

(注2) 本人の日常生活を営む上でかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

(注3) 前年（平成28年）の収入金額に対して、本年（平成29年）の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合本年見込額の記入・入力不要です。

(2) 収入に関する必要な証明書類（証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。）

平成28年（1月～12月）の証明書類の提出が必要な場合	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） ＊確定申告書（控）に受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書類も必要 ＊確定申告を電子申告（e-Tax）により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書 等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（「父母からの給付額について」：保護者押印）
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等
上記以外に平成29年の証明書類も併せて提出が必要な場合	収入に変動がある場合	給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書 当該収入を証明できる書類（奨学金・その他の収入がある場合は、上記の平成28年の取扱いと同様）